

改正後

(23 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書(正本))

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税務署長
財務事務官

印

特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律〔第19条第1項の表の第 号該当
第27条第1項の表の第 号該当〕
の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日と認められる日	
	令和	年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改正前

(23 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書(正本))

納税地 法人名等 代表者名		法第	号
		令和	年 月 日
			殿

税務署長
財務事務官

印

特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律〔第19条第1項の表の第 号該当
第27条第1項の表の第 号該当〕
の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日と認められる日	
	令和	年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

(33 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書(正本))

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合
における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった適格分割等を行う場合の特定の資産の買換
えの場合における期中特別勘定〔東日本大震災の被災者等に係る国税〔第19条第1項の表の第 号該当〕
関係法律の臨時特例に関する法律〔第27条第1項の表の第 号該当〕〕
の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
当該適格分割等に係る分割承継法人等 において取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日	
	令和 年 月 日	

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(33 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書(正本))

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合
における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった適格分割等を行う場合の特定の資産の買換
えの場合における期中特別勘定〔東日本大震災の被災者等に係る国税〔第19条第1項の表の第 号該当〕
関係法律の臨時特例に関する法律〔第27条第1項の表の第 号該当〕〕
の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
当該適格分割等に係る分割承継法人等 において取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日	
	令和 年 月 日	

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正後

(41 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書(正本))

納税地 法人名等 代表者名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官

㊦

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長については、

〔 東日本大震災の被災者等に係る国税関係 第 19 条第 27 項
法律の臨時特例に関する法律施行令 第 24 条第 27 項 〕の規定により、下記のとおり認定

したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得する予定の買換資産の内容	買換資産を取得することができる日と認められる日	
	令和	年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(41 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書(正本))

納税地 法人名等 代表者名	法第 号
	令和 年 月 日
	殿

税務署長
財務事務官

㊦

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長については、

〔 東日本大震災の被災者等に係る国税関係 第 19 条第 27 項
法律の臨時特例に関する法律施行令 第 24 条第 27 項 〕の規定により、下記のとおり認定

したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得する予定の買換資産の内容	買換資産を取得することができる日と認められる日	
	令和	年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(58 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（震二） 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の種類	1	17条の2第4項第1号() 25条の2第4項第1号()	17条の2第4項第1号() 25条の2第4項第1号()	17条の2第4項第1号() 25条の2第4項第1号()
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()
対象資産の種類等	3			
対象資産の名称	4			
同上の所在地	5			
取得等年月日	6	・	・	・
事業の用に供した年月日	7	・	・	・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
普通償却限度額	10			
特別償却率	11	$\frac{17、25、34又は50}{100}$	$\frac{17、25、34又は50}{100}$	$\frac{17、25、34又は50}{100}$
特別償却限度額 ((9)-(10))又は((9)×(11))	12	円	円	円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
認定地方公共団体 による指定年月日	14	・	・	・
認定地方公共団体の名称	15			
復興産業集積区域の名称	16			
復興推進事業の 実施に係る認定年月日	17	・	・	・

02.06改正

改 正 前

(58 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①、旧震災特例法17の2①、25の2①）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（震二） 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の種類	1	17条の2第4項第1号() 25条の2第4項第1号() 旧17条の2第4項第1号() 旧25条の2第4項第1号()	17条の2第4項第1号() 25条の2第4項第1号() 旧17条の2第4項第1号() 旧25条の2第4項第1号()	17条の2第4項第1号() 25条の2第4項第1号() 旧17条の2第4項第1号() 旧25条の2第4項第1号()
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()
対象資産の種類等	3			
対象資産の名称	4			
同上の所在地	5			
取得等年月日	6	・	・	・
事業の用に供した年月日	7	・	・	・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
普通償却限度額	10			
特別償却率	11	$\frac{17、25、34又は50}{100}$	$\frac{17、25、34又は50}{100}$	$\frac{17、25、34又は50}{100}$
特別償却限度額 ((9)-(10))又は((9)×(11))	12	円	円	円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
認定地方公共団体 による指定年月日	14	・	・	・
認定地方公共団体の名称	15			
復興産業集積区域の名称	16			
復興推進事業の 実施に係る認定年月日	17	・	・	・

01.06改正

改 正 後	改 正 前
<p>(58 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震一）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の4に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産（被災者向け優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。</p> <p>3 「特別償却の種類1」は、その資産が1の震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の規定のいずれに該当するものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。</p> <p>なお、「（ ）」内には、それぞれの該当する号の細分を、例えば「イ」、「ロ」のように記載してください。</p> <p>4 「事業の種類2」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）又は建築物整備事業（復興特区法第2条第3項第2号ロ（福島復興特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。</p> <p>5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。</p> <p>なお、「事業の種類2」に記載した事業が建築物整備事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建物及びその附属設備に限られます。</p> <p>6 「対象資産の名称4」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。</p> <p>7 「同上の所在地5」には、復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の所在地を記載します。</p> <p>8 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。</p> <p>ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。</p> <p>9 「普通償却限度額10」は、対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号イ（又は第25条の2第4項第1号イ）に該当する機械及び装置である場合に、産業集積事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。</p> <p>10 「特別償却率11」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。</p> <p>(1) 機械及び装置</p> <p>イ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ロ（又は第25条の2第4項第1号ロ）に規定する機械及び装置に該当する場合…「50」</p> <p>ロ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ハ（又は第25条の2第4項第1号ハ）に規定する機械及び装置に該当する場合…「34」</p> <p>(2) 建物及びその附属設備並びに構築物</p> <p>イ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ホ（又は第25条の2第4項第1号ホ）に規定する建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「25」</p> <p>ロ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ヘ（又は第25条の2第4項第1号ヘ）に規定する建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「17」</p> <p>11 「特別償却限度額12」は、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 9の場合 … (9)－(10)</p>	<p>(58 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震一）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは平成31年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成31年旧震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは平成31年旧震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の4に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産（被災者向け優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。</p> <p>3 「特別償却の種類1」は、その資産が1の震災特例法第17条の2第1項（若しくは第25条の2第1項）又は平成31年旧震災特例法第17条の2第1項（若しくは第25条の2第1項）の規定のいずれに該当するものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。</p> <p>なお、「（ ）」内には、それぞれの該当する号の細分を、例えば「イ」、「ロ」のように記載してください。</p> <p>4 「事業の種類2」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）又は建築物整備事業（復興特区法第2条第3項第2号ロ（福島復興再生特別措置法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。</p> <p>2条第3項第2号ロ（福島復興特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。</p> <p>5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。</p> <p>なお、「事業の種類2」に記載した事業が建築物整備事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建物及びその附属設備に限られます。</p> <p>6 「対象資産の名称4」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。</p> <p>7 「同上の所在地5」には、復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の所在地を記載します。</p> <p>8 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。</p> <p>ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。</p> <p>9 「普通償却限度額10」は、対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号イ（若しくは第25条の2第4項第1号イ）又は平成31年旧震災特例法第17条の2第4項第1号イ（若しくは第25条の2第4項第1号イ）のいずれかに該当する機械及び装置である場合に、産業集積事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。</p> <p>10 「特別償却率11」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。</p> <p>(1) 機械及び装置</p> <p>イ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ロ（若しくは第25条の2第4項第1号ロ）又は平成31年4月1日前に取得等をした平成31年旧震災特例法第17条の2第4項第1号ロ（若しくは第25条の2第4項第1号ロ）に規定する機械及び装置に該当する場合…「50」</p> <p>ロ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ハ（又は第25条の2第4項第1号ハ）に</p>

改 正 後

(58 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

- (2) 上記(1)の場合以外の場合 … (9)×(11)
- 12 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「認定地方公共団体による指定年月日14」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
- (2) 「認定地方公共団体の名称15」には、対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号イ若しくはニ（又は第25条の2第4項第1号イ若しくはニ）の資産である場合に、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の名称を記載します。
- (3) 「復興産業集積区域の名称16」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。
- (4) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日17」には、その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物及びその附属設備である場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項第1号イからニまで又は同項第2号イからハマまでのいずれかの要件を満たすことを記載した東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定する復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係る認定書の年月日を記載します。

改 正 前

(58 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

- 規定する機械及び装置に該当する場合…「34」
- (2) 建物及びその附属設備並びに構築物
- イ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ホ（若しくは第25条の2第4項第1号ホ）又は平成31年4月1日前に取得等をした平成31年旧震災特例法第17条の2第4項第1号ニ（若しくは第25条の2第4項第1号ニ）に規定する建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「25」
- ロ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号へ（又は第25条の2第4項第1号へ）に規定する建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「17」
- 11 「特別償却限度額12」は、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。
- (1) 9の場合 … (9)－(10)
- (2) 上記(1)の場合以外の場合 … (9)×(11)
- 12 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「認定地方公共団体による指定年月日14」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
- (2) 「認定地方公共団体の名称15」には、対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号イ若しくはニ（若しくは第25条の2第4項第1号イ若しくはニ）又は平成31年旧震災特例法第17条の2第4項第1号イ若しくはハ（若しくは第25条の2第4項第1号イ若しくはハ）の資産である場合に、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の名称を記載します。
- (3) 「復興産業集積区域の名称16」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。
- (4) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日17」には、その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物及びその附属設備である場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項第1号イからニまで又は同項第2号イからハマまでのいずれかの要件を満たすことを記載した東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定する復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係る認定書の年月日を記載します。

改 正 後

(60 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2の2①、25の2の2①）

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

特別償却の付表（震一の二）
合二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()
対象資産の種類等	2			
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5
事業の用に供した年月日	6
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
福島県知事の認定を受けた年月日	13
提出企業立地促進計画の提出のあった年月日	14
避難指示の全てが解除された年月日	15
その他参考となる事項	16			

02.06改正

改 正 前

(60 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2の2①、25の2の2①）

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

特別償却の付表（震一の二）
平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()
対象資産の種類等	2			
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5
事業の用に供した年月日	6
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
福島県知事の認定を受けた年月日	13
提出企業立地促進計画の提出のあった年月日	14
避難指示の全てが解除された年月日	15
その他参考となる事項	16			

01.06改正

改 正 後 改 正 前

(60 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(60 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一の一）の記載の仕方

特別償却の付表（震一の一）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震一の一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありません。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第23条に規定する提出企業立地促進計画（以下「提出企業立地促進計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域（以下「企業立地促進区域」といいます。）内にある対象資産の所在地を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
(1) 機械及び装置である場合 … (8)－(9)
(2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 … (8)×(10)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
(1) 「福島県知事の認定を受けた年月日13」には、福島復興特措法第20条第3項の規定により、その認定の申請をした同条第1項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が同条第3項各号の基準に適合するとして、福島県知事の認定を受けた年月日を記載します。
(2) 「提出企業立地促進計画の提出のあった年月日14」には、提出企業立地促進計画の福島復興特措法第18条第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出のあった年月日を記載します。
(3) 「避難指示の全てが解除された年月日15」には、企業立地促進区域に該当する福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等に係る避難指示（福島復興特措法第4条第4号イからホまでに掲げる指示をいいます。）の全てが解除された年月日を記載します。
(4) 「その他参考となる事項16」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。

- 1 この特別償却の付表（震一の一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第23条に規定する提出企業立地促進計画（以下「提出企業立地促進計画」といいます。）に定められた同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域（以下「企業立地促進区域」といいます。）内にある対象資産の所在地を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
(1) 機械及び装置である場合 … (8)－(9)
(2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 … (8)×(10)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
(1) 「福島県知事の認定を受けた年月日13」には、福島復興特措法第20条第3項の規定により、その認定の申請をした同条第1項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が同条第3項各号の基準に適合するとして、福島県知事の認定を受けた年月日を記載します。
(2) 「提出企業立地促進計画の提出のあった年月日14」には、提出企業立地促進計画の福島復興特措法第18条第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出のあった年月日を記載します。
(3) 「避難指示の全てが解除された年月日15」には、企業立地促進区域に該当する福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等に係る避難指示（同法第4条第4号イからホまでに掲げる指示をいいます。）の全てが解除された年月日を記載します。
(4) 「その他参考となる事項16」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。

改 正 後 改 正 前

(62 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(62 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2の3①、25の2の3①、旧震災特例法17の2の2①、25の2の2①）

避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2の3①、25の2の3①、旧震災特例法17の2の2①、25の2の2①）

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()
対象資産の種類等				
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	・	・	・
事業の用に供した年月日	6	・	・	・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
福島県知事の確認を受けた年月日	13	・	・	・
避難等指示が解除された年月日	14	・	・	・
特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった年月日	15	・	・	・
認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日	16	・	・	・
(16)の変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域又は該当しないこととなる区域の区分	17	該当・非該当・その他	該当・非該当・その他	該当・非該当・その他
福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日	18	・	・	・
その他参考となる事項	19			

02.06改正

特別償却の付表（震一の一）
令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()
対象資産の種類等				
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	・	・	・
事業の用に供した年月日	6	・	・	・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
福島県知事の確認を受けた年月日	13	・	・	・
避難等指示が解除された年月日	14	・	・	・
特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった年月日	15	・	・	・
認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日	16	・	・	・
(16)の変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域又は該当しないこととなる区域の区分	17	該当・非該当・その他	該当・非該当・その他	該当・非該当・その他
福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日	18	・	・	・
その他参考となる事項	19			

01.06改正

特別償却の付表（震一の一）
平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 後 前

(62 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(62 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一の三）の記載の仕方

特別償却の付表（震一の三）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震一の三）は、法人が次の(1)から(3)までの規定の適用を受ける場合(これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
 - (1) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第17条の2の3第1項又は第25条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》
 - (2) 平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「平成29年旧震災特例法」といいます。)第17条の2の3第1項又は第25条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》
 - (3) 平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の2の2第1項又は第25条の2の2第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》
ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の()内に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法(以下「福島復興特措法」といいます。)第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等(以下「避難解除区域等」といいます。)内又は平成25年改正前の福島復興再生特別措置法(以下「平成25年旧福島復興特措法」といいます。)第4条第4号に規定する避難解除区域(以下「避難解除区域」といいます。)内にある対象資産の所在地を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額(積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
 - (1) 機械及び装置である場合 … (8)－(9)
 - (2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 … (8)×(10)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福島復興特措法第36条の規定により避難等指示(福島復興特措法第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をいいます。)の対象となった区域内又は平成25年旧福島復興特措法第18条の規定により避難等指示(平成25年旧福島復興特措法第4条第4号イからニまでに掲げる指示をいいます。これらの避難等指示を合わせて以下「避難等指示」といいます。)の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難解除区域等又は避難解除区域に係る避難等指示が解除された年月日を記載します。
 - (3) 「特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった年月日15」には、福島復興特措法第17条の

- 1 この特別償却の付表（震一の三）は、法人が次の(1)から(3)までの規定の適用を受ける場合(これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
 - (1) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第17条の2の3第1項又は第25条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》
 - (2) 平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「平成29年旧震災特例法」といいます。)第17条の2の3第1項又は第25条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》
 - (3) 平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の2の2第1項又は第25条の2の2第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》
ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の()内に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法(以下「福島復興特措法」といいます。)第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等(以下「避難解除区域等」といいます。)内又は平成25年改正前の福島復興再生特別措置法(以下「平成25年旧福島復興特措法」といいます。)第4条第4号に規定する避難解除区域(以下「避難解除区域」といいます。)内にある対象資産の所在地を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額(積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
 - (1) 機械及び装置である場合 … (8)－(9)
 - (2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 … (8)×(10)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福島復興特措法第36条の規定により避難等指示(同法第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をいいます。)の対象となった区域内又は平成25年旧福島復興特措法第18条の規定により避難等指示(同法第4条第4号イからニまでに掲げる指示をいいます。これらの避難等指示を合わせて以下「避難等指示」といいます。)の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難解除区域等又は避難解除区域に係る避難等指示が解除された年月日を記載します。
 - (3) 「特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった年月日15」には、福島復興特措法第17条の

改 正 後	改 正 前
<p>(62 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p>2 第 1 項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第 6 項の認定があった場合に、その年月日を記載します。</p> <p>(4) 「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日16」には、福島復興特措法第17条の7 第 1 項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興特措法第17条の3において準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の変更の認定（以下「変更の認定」といいます。）があった場合に、その年月日を記載します。</p> <p>(5) 「16の変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域又は該当しないこととなる区域の区分17」は、変更の認定により新たに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2の3に規定する認定特定復興再生拠点区域（以下「認定特定復興再生拠点区域」といいます。）に該当することとなる区域については「該当」を、変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域については「非該当」を、変更の認定にかかわらず引き続き認定特定復興再生拠点区域に該当する区域については「その他」を、それぞれ○で囲みます。</p> <p>(6) 「福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日18」には、福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除されている場合において、震災特例法第17条の2の3第1項（若しくは第25条の2の3第1項）又は平成29年旧震災特例法第17条の2の3第1項（若しくは第25条の2の3第1項）の規定の適用を受けようとするときには、その解除された年月日を記載します。</p> <p>(7) 「その他参考となる事項19」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。</p>	<p>(62 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p>2 第 1 項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第 6 項の認定があった場合に、その年月日を記載します。</p> <p>(4) 「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日16」には、福島復興特措法第17条の7 第 1 項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同法第17条の3において準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の変更の認定（以下「変更の認定」といいます。）があった場合に、その年月日を記載します。</p> <p>(5) 「16の変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域又は該当しないこととなる区域の区分17」は、変更の認定により新たに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2の3に規定する認定特定復興再生拠点区域（以下「認定特定復興再生拠点区域」といいます。）に該当することとなる区域については「該当」を、変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域については「非該当」を、変更の認定にかかわらず引き続き認定特定復興再生拠点区域に該当する区域については「その他」を、それぞれ○で囲みます。</p> <p>(6) 「福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日18」には、福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除されている場合において、震災特例法第17条の2の3第1項（若しくは第25条の2の3第1項）又は平成29年旧震災特例法第17条の2の3第1項（若しくは第25条の2の3第1項）の規定の適用を受けようとするときには、その解除された年月日を記載します。</p> <p>(7) 「その他参考となる事項19」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。</p>

改 正 後

(64 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①）		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備		
家屋の構造又は設備の名称	2					
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年		
同上の所在地	4					
取得等年月日	5	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・	・
取得価額	7	円	円	円		
同上のうち対象となる部分の取得価額	8					
特別償却率	9	$\frac{17 \text{又は} 25}{100}$	$\frac{17 \text{又は} 25}{100}$	$\frac{17 \text{又は} 25}{100}$		
特別償却限度額 (8) × (9)	10	円	円	円		
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金		
適 用 要 件						
認定地方公共団体による指定年月日	12	・	・	・		
復興居住区域の名称	13					
家屋及び建築物の区分	14	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物		
3.3平方メートル当たりの取得価額	15	円	円	円		
各独立部分ごとの床面積	16	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
生活用設備の有無	17	有・無	有・無	有・無		
被災者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無		
単身者向け優先公募の有無	19	有・無	有・無	有・無		
適正家賃要件	20	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当		
該当する各独立部分の戸数	21	戸	戸	戸		
(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数	22					

特別償却の付表（震災）
合二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

02.06改正

改 正 前

(64 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①）		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備		
家屋の構造又は設備の名称	2					
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年		
同上の所在地	4					
取得等年月日	5	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・	・
取得価額	7	円	円	円		
同上のうち対象となる部分の取得価額	8					
特別償却率	9	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$		
特別償却限度額 (8) × (9)	10	円	円	円		
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金		
適 用 要 件						
認定地方公共団体による指定年月日	12	・	・	・		
復興居住区域の名称	13					
家屋及び建築物の区分	14	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物		
3.3平方メートル当たりの取得価額	15	円	円	円		
各独立部分ごとの床面積	16	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
生活用設備の有無	17	有・無	有・無	有・無		
被災者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無		
単身者向け優先公募の有無	19	有・無	有・無	有・無		
適正家賃要件	20	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当		
該当する各独立部分の戸数	21	戸	戸	戸		
(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数	22					

特別償却の付表（震災）
平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

01.06改正

改 正 後

(64 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震二）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震二）は、法人が被災者向け優良賃貸住宅について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。
- 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号ロに規定する復興居住区域内にある被災者向け優良賃貸住宅の所在地を記載します。
- 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- 「特別償却率9」の分子は、次の区分に応じ、それぞれの数字を○で囲みます。
 - 令和2年3月31日以前に取得等したもの…「25」
 - 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得等したもの…「17」
- 「償却・準備金方式の区分11」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。

なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。

 - 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復興特区法第41条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた賃貸住宅供給事業（復興特区法第2条第3項第2号ハに掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
 - 「復興居住区域の名称13」には、例えば「○○復興居住区域」のように復興居住区域の名称を記載します。
 - 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
 - 「3.3平方メートル当たりの取得価額15」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。
 - 「各独立部分ごとの床面積16」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。
 - 「生活用設備の有無17」は、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
 - 「被災者向け優先公募の有無18」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。
 - 「単身者向け優先公募の有無19」には、震災特例法

改 正 前

(64 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震二）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震二）は、法人が被災者向け優良賃貸住宅について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。
- 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号ロに規定する復興居住区域内にある被災者向け優良賃貸住宅の所在地を記載します。
- 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載し
- 「償却・準備金方式の区分11」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。

なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。

 - 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復興特区法第41条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた賃貸住宅供給事業（同法第2条第3項第2号ハに掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
 - 「復興居住区域の名称13」には、例えば「○○復興居住区域」のように復興居住区域の名称を記載します。
 - 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
 - 「3.3平方メートル当たりの取得価額15」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。
 - 「各独立部分ごとの床面積16」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。
 - 「生活用設備の有無17」は、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
 - 「被災者向け優先公募の有無18」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。
 - 「単身者向け優先公募の有無19」には、震災特例法

改 正 後	改 正 前
<p>(64 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p>第17条の2第1項（又は第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。なお、各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。</p> <p>(9) 「適正家賃要件20」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。</p> <p>(10) 「該当する各独立部分の戸数21」には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。</p> <p>(11) 「(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数22」には、震災特例法第17条の2第1項（又は第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。</p>	<p>(64 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p>が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。</p> <p>(9) 「適正家賃要件20」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。</p> <p>(10) 「該当する各独立部分の戸数21」には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。</p> <p>(11) 「(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数22」には、震災特例法第17条の2第1項（又は第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。</p>

改 正 後

(66 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の5①、25の5①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

特別償却の種類	1	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号
開発研究用資産の種類等	2			
開発研究用資産の名称	3			
同上の所在地	4			
資産の用途 (開発研究の目的)	5			
取得等年月日	6	・	・	・
事業の用に供した年月日	7	・	・	・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
普通償却限度額	10			
特別償却率	11	$\frac{34 \text{又は} 50}{100}$	$\frac{34 \text{又は} 50}{100}$	$\frac{34 \text{又は} 50}{100}$
特別償却限度額 (9)-(10)又は(9)×(11)	12	円	円	円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
認定地方公共団体 による指定年月日	14	・	・	・
認定地方公共団体の名称	15			
復興産業集積区域の名称	16			
その他参考となる事項	17			

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の 総数又は総額	18	大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人	株式数又は 出資金の額
(18)のうちその有する自己の株式 又は出資の総数又は総額	19		1		26
差引(18)-(19)	20				27
常時使用する従業員の数	21				28
大規模法人の保有する 第1順位の株式数又は 出資金の額	22				29
保有割合	23	%		30	
大規模法人の保有する 株式数等の計	24			31	
保有割合	25	%		32	
計 $26+27+28+29+30+31$					

02.06改正

特別償却の付表(震三) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(66 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の5①、25の5①、旧震災特例法17の5①、25の5①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

特別償却の種類	1	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号 旧17条の5第1項第()号 旧25条の5第1項第()号	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号 旧17条の5第1項第()号 旧25条の5第1項第()号	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号 旧17条の5第1項第()号 旧25条の5第1項第()号
開発研究用資産の種類等	2			
開発研究用資産の名称	3			
同上の所在地	4			
資産の用途 (開発研究の目的)	5			
取得等年月日	6	・	・	・
事業の用に供した年月日	7	・	・	・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
普通償却限度額	10			
特別償却率	11	$\frac{34 \text{又は} 50}{100}$	$\frac{34 \text{又は} 50}{100}$	$\frac{34 \text{又は} 50}{100}$
特別償却限度額 (9)-(10)又は(9)×(11)	12	円	円	円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
認定地方公共団体 による指定年月日	14	・	・	・
認定地方公共団体の名称	15			
復興産業集積区域の名称	16			
その他参考となる事項	17			

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の 総数又は総額	18	内	大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名	株式数又は 出資金の額
常時使用する従業員の数	19	人		1		24
大規模法人の保有する 第1順位の株式数又は 出資金の額	20					25
保有割合	21	%				26
大規模法人の保有する 株式数等の計	22					27
保有割合	23	%				28
計 $24+25+26+27$						

01.06改正

特別償却の付表(震三) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改正後

(66 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震三）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 中小企業者又は中小連結法人が震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）の規定の適用を受ける場合には、まず⑭欄から⑳欄までの各欄を記載し、次いで、⑭欄から⑰欄までの各欄を記載し、最後に、(1)欄から⑬欄までの各欄を記載します。
- 「特別償却の種類1」は、震災特例法第17条の5第1項又は第25条の5第1項の規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。
なお、「（ ）号」内には、それぞれの規定の該当号を記載してください。
- 「開発研究用資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細日等を記載します。
- 「開発研究用資産の名称3」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。
- 「資産の用途（開発研究の目的）5」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等のように開発研究用資産の用途（開発研究の目的）を記載します。
- 「取得価額9」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「普通償却限度額10」には、震災特例法第17条の5第1項第1号（又は第25条の5第1項第1号）の規定の適用を受ける場合に、その開発研究の用に供した日を含む事業年度（又は連結事業年度）の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。
- 「特別償却率11」の分子は、次の区分に応じ、それぞれの数字を○で囲みます。
(1) 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）に規定する開発研究用資産に該当する場合…「50」
(2) 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の5第1項第3号（又は第25条の5第1項第3号）に規定する開発研究用資産に該当する場合…「34」
- 「特別償却限度額12」には、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。
(1) 9の場合 … (9)－(10)
(2) 上記(1)以外の場合 … (9)×(11)
- 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
(1) 「認定地方公共団体による指定年月日14」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業（復興特区法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
(2) 「認定地方公共団体の名称15」には、対象資産が震災特例法第17条の5第1項第1号（又は第25条の5第1項第1号）の資産である場合に、認定を受けた福島

改正前

(66 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震三）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》若しくは平成31年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成31年旧震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》若しくは平成31年旧震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 中小企業者又は中小連結法人が震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）の規定の適用を受ける場合には、まず⑭欄から⑳欄までの各欄を記載し、次いで、⑭欄から⑰欄までの各欄を記載し、最後に、(1)欄から⑬欄までの各欄を記載します。
- 「特別償却の種類1」は、震災特例法第17条の5第1項（若しくは第25条の5第1項）又は平成31年旧震災特例法第17条の5第1項（若しくは第25条の5第1項）のいずれかの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。
なお、「（ ）号」内には、該当号を記載してください。
- 「開発研究用資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。
- 「開発研究用資産の名称3」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。
- 「資産の用途（開発研究の目的）5」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等のように開発研究用資産の用途（開発研究の目的）を記載します。
- 「取得価額9」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「普通償却限度額10」には、震災特例法第17条の5第1項第1号（若しくは第25条の5第1項第1号）又は平成31年旧震災特例法第17条の5第1項第1号（若しくは第25条の5第1項第1号）のいずれかの規定の適用を受ける場合に、その開発研究の用に供した日を含む事業年度（又は連結事業年度）の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。
- 「特別償却率11」の分子は、次の区分に応じ、それぞれの数字を○で囲みます。
(1) 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の5第1項第2号（若しくは第25条の5第1項第2号）又は平成31年4月1日前に取得等をした平成31年旧震災特例法第17条の5第1項第2号（若しくは第25条の5第1項第2号）に規定する開発研究用資産に該当する場合…「50」
(2) 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の5第1項第3号（若しくは第25条の5第1項第3号）に規定する開発研究用資産に該当する場合…「34」
- 「特別償却限度額12」には、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。
(1) 9の場合 … (9)－(10)
(2) 上記(1)以外の場合 … (9)×(11)
- 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別

改

正

後

(66 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

県又は福島県の区域内の市町村の名称を記載します。
(3) 「復興産業集積区域の名称16」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。

(4) 「その他参考となる事項17」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

14 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その開発研究用資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合23」が50%以上となる場合又は「保有割合25」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）の規定の適用はありませんので注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細26～31」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。

改

正

前

(66 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「認定地方公共団体による指定年月日14」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業（同法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。

(2) 「認定地方公共団体の名称15」には、対象資産が震災特例法第17条の5第1項第1号（若しくは第25条の5第1項第1号）又は平成31年旧震災特例法第17条の5第1項第1号（若しくは第25条の5第1項第1号）の資産である場合に、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の名称を記載します。

(3) 「復興産業集積区域の名称16」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。

(4) 「その他参考となる事項17」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

14 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その開発研究用資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合21」が50%以上となる場合又は「保有割合23」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）の規定の適用はありませんので注意してください。

(2) 「発行済株式又は出資の総数又は総額18」の内書は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に使用し、その有する自己の株式又は出資の金額がある場合に、その数又は金額を記載します。この場合、「保有割合21」及び「保有割合23」の

各欄は、その内書きした数又は金額を分母の数又は金額から控除して計算します。

(3) 「大規模法人の保有する株式数等の明細24～27」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人（平成31年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度については、イ又はロの法人をいいます。）をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）

(4) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。

改 正 後 改 正 前

(68 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(68 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18、26）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
事業年度	・	・		

資産の種類	1	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数通達付表10の番号)	2	()	()	()	()
対象資産の種類等	3				
対象資産の構造又は名称	3				
取得等年月日	4	・	・	・	・
取得等の後、最初に事業の用に供した年月日	5	・	・	・	・
東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途	6	(m ²)			
被災代替資産の用途	7	(m ²)			
取得価額	8	円	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	9				
特別償却率	10	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$
特別償却限度額(9)×(10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
その他参考となるべき事項	13				

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の総数又は総額	14	大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人	株式数又は出資金の額
(14)のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額	15		1	22	
差引(14)-(15)	16			23	
常時使用する従業員の数	17			24	
大規模法人の保有割合	18			25	
第1順位の株式数又は出資金の額	(22)				
保有割合	$\frac{(18)}{(16)}$			26	
大規模法人の保有する株式数等の計	(28)			27	
保有割合	$\frac{(20)}{(16)}$			28	
			計		
			$(22)+(23)+(24)+(25)+(26)+(27)$		

02.06改

被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18、26、旧震災特例法18、26）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
事業年度	・	・		

資産の種類	1	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数通達付表10の番号)	2	()	()	()	()
対象資産の種類等	3				
対象資産の構造又は名称	3				
取得等年月日	4	・	・	・	・
取得等の後、最初に事業の用に供した年月日	5	・	・	・	・
東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途	6	(m ²)			
被災代替資産の用途	7	(m ²)			
取得価額	8	円	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	9				
特別償却率	10	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$
特別償却限度額(9)×(10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
その他参考となるべき事項	13				

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の総数又は総額	14	内	大規模法人	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	15	人	1	20
大規模法人の保有割合	16			21
第1順位の株式数又は出資金の額	(20)			22
保有割合	$\frac{(16)}{(14)}$			23
大規模法人の保有する株式数等の計	(24)			24
保有割合	$\frac{(18)}{(14)}$			25
			計	
			$(20)+(21)+(22)+(23)$	

01.06改正

特別償却の付表（震災特例法18、26）

特別償却の付表（震災特例法18、26、旧震災特例法18、26）

改 正 後

(68 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震四）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震四）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条《連結法人の被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、震災特例法第18条（又は第26条）に規定する被災代替資産等（以下「被災代替資産等」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得したものであるについては、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 震災特例法第18条第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等（以下「中小企業者等」といいます。）又は震災特例法第26条第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等（以下「中小連結法人等」といいます。）については、特別償却率が他の法人より高い率となりますので、中小企業者等又は中小連結法人等に該当するかどうかを判定するため、まず⑭欄から⑳欄までの各欄を記載します。
- 「資産の種類1」は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条各号又は第23条各号に掲げる減価償却資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第一の「種類」又は昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内

- に記載してください。
- 「対象資産の構造又は名称3」には、建物についてはその構造を、それ以外のものについてはその資産の名称を記載します。
- 「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途6」及び「被災代替資産の用途7」の各欄は、「資産の種類1」の資産が被災代替資産である場合に、次により記載します。
(1) 用途は、次の表を参考に記載します。

資産の種類	用途
建築物	「事務所用」、「工場用」など
機械及び装置	「鉄道業用」、「発電用」など
船舶	「漁船」
車両及び運搬具	「運送事業用」など

(2) 被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。以下同じ。）である場合は、建物全体の床面積を「6」及び「7」の各欄の（ ）内に記載します。
- 「取得価額8」に、被災代替資産等の取得価額を記載した上、「同上のうち対象となる部分の取得価額9」は次により記載します。
(1) 被災代替資産である建物……その床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額
(2) 上記(1)以外の被災代替資産等……その取得価額
- 「特別償却率10」の分子は、次の(1)又は(2)のいずれの法人に該当するかの区分に応じ、それぞれ次の数字を記載します。
(1) 中小企業者等又は中小連結法人等
イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「12」
ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具…「24」
(2) (1)以外の法人
イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「10」
ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具…「20」
- 「償却・準備金方式の区分12」には、その被災代替資産等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「その他参考となるべき事項13」には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域のほか、その適用対象資産の種類に応じ次により記載するなど、この特別償却の

改 正 前

(68 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震四）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震四）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条《被災代替資産等の特別償却》若しくは平成31年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成31年旧震災特例法」といいます。）第18条《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条《連結法人の被災代替資産等の特別償却》若しくは平成31年旧震災特例法第26条《連結法人の被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、震災特例法第18条（若しくは第26条）又は平成31年旧震災特例法第18条（若しくは第26条）に規定する被災代替資産等（以下「被災代替資産等」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得したものであるについては、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 震災特例法第18条第1項若しくは平成31年旧震災特例法第18条第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等（以下「中小企業者等」といいます。）又は震災特例法第26条第1項若しくは平成31年旧震災特例法第26条第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等（以下「中小連結法人等」といいます。）については、特別償却率が他の法人より高い率となりますので、中小企業者等又は中小連結法人等に該当するかどうかを判定するため、まず「14」から「24」までの各欄を記載します。
- 「資産の種類1」は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条各号（若しくは第23条各号）又は平成31年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条各号（若しく

- は第23条各号）に掲げる減価償却資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第一の「種類」又は昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載してください。
- 「対象資産の構造又は名称3」には、建物についてはその構造を、それ以外のものについてはその資産の名称を記載します。
- 「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途6」及び「被災代替資産の用途7」の各欄は、「資産の種類1」の資産が被災代替資産である場合に、次により記載します。
(1) 用途は、次の表を参考に記載します。

資産の種類	用途
建築物	「事務所用」、「工場用」など
機械及び装置	「鉄道業用」、「発電用」など
船舶	「漁船」、「運送船」など
車両及び運搬具	「運送事業用」など

(2) 被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。以下同じ。）である場合は、建物全体の床面積を「6」及び「7」の各欄の（ ）内に記載します。
- 「取得価額8」に、被災代替資産等の取得価額を記載した上、「同上のうち対象となる部分の取得価額9」は次により記載します。
(1) 被災代替資産である建物……その床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額
(2) 上記(1)以外の被災代替資産等……その取得価額
- 「特別償却率10」の分子は、次の(1)又は(2)のいずれの法人に該当するかの区分に応じ、それぞれ次の数字を記載します。
(1) 中小企業者等又は中小連結法人等
イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「12」
ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具…「24」
(2) (1)以外の法人

改 正 後	改 正 前
<p>(68 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p>適用に関し参考となるべき事項を記載します。</p> <p>(1) 適用対象資産が構築物である場合…被災代替資産及び東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の規模を記載します。</p> <p>(2) 適用対象資産が車両及び運搬具である場合…被災代替資産が道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの又は同法第72条第1項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているもののうちいずれに該当するかについて記載します。</p> <p>12 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。</p> <p>(1) 「保有割合19」が50%以上となる場合又は「保有割合21」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者又は中小連結法人に該当しませんので注意してください。</p> <p>(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細22～27」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p> <p>(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（その法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限ります。）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。</p> <p>イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「10」</p> <p>ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具…「20」</p> <p>10 「償却・準備金方式の区分12」には、その被災代替資産等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>11 「その他参考となるべき事項13」には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域のほか、その適用対象資産の種類に応じ次により記載するなど、この特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。</p> <p>(1) 適用対象資産が構築物である場合…被災代替資産及び東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の規模を記載します。</p> <p>(2) 適用対象資産が船舶である場合…平成31年4月1日前に取得等をした被災代替資産が船舶法第5条第1項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律第3条に規定する原簿に登録されているもの又は漁船法第10条第1項に規定する漁船原簿に登録されているものうちいずれに該当するかについて記載します。</p> <p>(3) 適用対象資産が車両及び運搬具である場合…被災代替資産が道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの又は同法第72条第1項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているもののうちいずれに該当するかについて記載します。</p> <p>12 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。</p> <p>(1) 「保有割合17」が50%以上となる場合又は「保有割合19」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者又は中小連結法人に該当しませんので注意してください。</p> <p>(2) 「発行済株式又は出資の総数又は総額14」の内書は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に使用し、その有する自己の株式又は出資の金額がある場合に、その数又は金額を記載します。この場合、「保有割合17」及び「保有割合19」の各欄は、その</p> <p>係る部分に限ります。）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。</p> <p>イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人</p> <p>ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人</p> <p>ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人</p> <p>(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人</p> <p>C 受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）</p> <p>(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。</p>	<p>(68 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p>内書きした数又は金額を分母の数又は金額から控除して計算します。</p> <p>(3) 「大規模法人の保有する株式数等の明細20～23」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p> <p>(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人（平成31年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度については、イ又はロの法人をいいます。）をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（その法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限ります。）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。</p> <p>イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人</p> <p>ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人</p> <p>ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人</p> <p>(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人</p> <p>C 受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）</p> <p>(4) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。</p>

改 正 後

(70 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法18の2、26の2）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（震五） 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	2			
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	・	・	・
新築等の後、最初に事業の用に供した年月日	6	・	・	・
取得価額	7	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8			
同上に係る普通償却限度額	9			
割増償却率	10	20、28、40、50、56又は70 100	20、28、40、50、56又は70 100	20、28、40、50、56又は70 100
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件				
家屋及び建築物の区分	13	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物
3.3平方メートル当たりの取得価額	14	円	円	円
各独立部分ごとの床面積	15	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
生活用設備の有無	16	有・無	有・無	有・無
被災者向け優先公募の有無	17	有・無	有・無	有・無
単身者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無
適正家賃要件	19	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
該当する各独立部分の戸数	20	戸	戸	戸
(20)のうちその床面積が50m ² 以上であるものの戸数	21			

02.06改正

改 正 前

(70 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法18の2、26の2）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（震五） 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	2			
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	・	・	・
新築等の後、最初に事業の用に供した年月日	6	・	・	・
取得価額	7	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8			
同上に係る普通償却限度額	9			
割増償却率	10	20、28、40、50、56又は70 100	20、28、40、50、56又は70 100	20、28、40、50、56又は70 100
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件				
家屋及び建築物の区分	13	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物
3.3平方メートル当たりの取得価額	14	円	円	円
各独立部分ごとの床面積	15	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
生活用設備の有無	16	有・無	有・無	有・無
被災者向け優先公募の有無	17	有・無	有・無	有・無
単身者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無
適正家賃要件	19	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
該当する各独立部分の戸数	20	戸	戸	戸
(20)のうちその床面積が50m ² 以上であるものの戸数	21			

01.06改正

改 正 後	改 正 前
<p>(70 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震五）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震五）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る<u>国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》</u>若しくは平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る<u>国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成29年旧震災特例法」といいます。）第18条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》</u>の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が<u>震災特例法第26条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》</u>若しくは平成29年旧震災特例法第26条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。</p> <p>3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。</p> <p>5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。</p> <p>6 「同上の所在地4」には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域（東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法施行令」といいます。）第18条の2第1項に規定する区域をいいます。）の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。</p> <p>7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。</p> <p>8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。</p> <p>9 「割増償却率10」の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれかに該当するかの区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。</p> <p>(1) 平成29年3月31日以前に取得等をしたもの</p> <p>イ 耐用年数が35年以上である場合…「70」</p> <p>ロ 耐用年数が35年未満である場合…「50」</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をしたもの</p> <p>イ 耐用年数が35年以上である場合…「56」</p> <p>ロ 耐用年数が35年未満である場合…「40」</p> <p>(3) 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得等をしたもの</p> <p>イ 耐用年数が35年以上である場合…「28」</p> <p>ロ 耐用年数が35年未満である場合…「20」</p> <p>10 「償却・準備金方式の区分12」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>11 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。</p> <p>なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。</p> <p>(1) 「家屋及び建築物の区分13」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>(2) 「3.3平方メートル当たりの取得価額14」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。</p> <p>(3) 「各独立部分ごとの床面積15」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。</p> <p>(4) 「生活用設備の有無16」は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(5) 「被災者向け優先公募の有無17」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の</p>	<p>(70 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震五）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震五）は、法人が次の(1)から(3)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>(1) 東日本大震災の被災者等に係る<u>国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2又は第26条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》</u></p> <p>(2) 平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る<u>国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の2又は第26条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》</u></p> <p>(3) 平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る<u>国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成26年旧震災特例法」といいます。）第18条の2又は第26条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》</u></p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。</p> <p>3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。</p> <p>5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。</p> <p>6 「同上の所在地4」には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域（東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法施行令」といいます。）第18条の2第1項に規定する区域をいいます。）の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。</p> <p>7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。</p> <p>8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。</p> <p>9 「割増償却率10」の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれかに該当するかの区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。</p> <p>(1) 平成29年3月31日以前に取得等をしたもの</p> <p>イ 耐用年数が35年以上である場合…「70」</p> <p>ロ 耐用年数が35年未満である場合…「50」</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をしたもの</p> <p>イ 耐用年数が35年以上である場合…「56」</p> <p>ロ 耐用年数が35年未満である場合…「40」</p> <p>(3) 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得等をしたもの</p> <p>イ 耐用年数が35年以上である場合…「28」</p> <p>ロ 耐用年数が35年未満である場合…「20」</p> <p>10 「償却・準備金方式の区分12」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>11 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。</p> <p>なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。</p> <p>(1) 「家屋及び建築物の区分13」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>(2) 「3.3平方メートル当たりの取得価額14」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。</p> <p>(3) 「各独立部分ごとの床面積15」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。</p> <p>(4) 「生活用設備の有無16」は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(5) 「被災者向け優先公募の有無17」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の</p>

改 正 後

(70 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。）により行われるものであるかどうかを記載します。

(6) 「単身者向け優先公募の有無18」には、震災特例法第18条の2（又は第26条の2）の規定の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。）により行われるものであるかどうかを記載します。なお、平成26年旧震災特例法第18条の2（若しくは第26条の2）の規定の適用を受けようとする場合又は各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。

(7) 「適正家賃要件19」には、この割増償却の適用を受

けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。

(8) 「該当する各独立部分の戸数20」には、震災特例法施行令第18条の2第2項又は平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。

(9) 「(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数21」には、震災特例法第18条の2（又は第26条の2）の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。

改 正 前

(70 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。）により行われるものであるかどうかを記載します。

(6) 「単身者向け優先公募の有無18」には、震災特例法第18条の2（又は第26条の2）の規定の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。）により行われるものであるかどうかを記載します。なお、平成26年旧震災特例法第18条の2（若しくは第26条の2）の規定の適用を受けようとする場合又は各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。

(7) 「適正家賃要件19」には、この割増償却の適用を受

けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。

(8) 「該当する各独立部分の戸数20」には、震災特例法施行令第18条の2第2項又は平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。

(9) 「(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数21」には、震災特例法第18条の2（又は第26条の2）の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。